

キヤノン MR システム「MREAL」 ソフトウェアサブスクリプションサービス利用規約

キヤノン IT ソリューションズ株式会社

第 1 条(規約の目的)

キヤノン IT ソリューションズ株式会社(以下「弊社」といいます。)は、キヤノン MR システム「MREAL」ソフトウェアサブスクリプション利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これによりサブスクリプションサービス(以下「本サービス」といいます。)をお客様に提供します。

第 2 条(対象製品)

1. 本サービスの対象となるソフトウェア(以下「対象製品」といいます。)は、注釈記載の通りとします。
2. 弊社は、お客様に対して別途通知することにより、対象製品を追加・削除・変更等することができるものとします。

第 3 条(本サービスの対象者)

1. 本サービスを受けられるのは、対象製品を内部業務処理目的で使用する、日本国内の最終需要家のお客様に限られます。
2. お客様が本サービスの提供を受ける前提として、お客様は対象製品について、キヤノン株式会社が定めるソフトウェアのエンドユーザーライセンス契約書に同意し、当該契約条件及び取扱説明書等に従って使用していただかなければなりません。

第 4 条(定義)

1. 本規約において「バグフィクス」とは、対象製品の不具合を修復する目的で作成されたパッチ等をいいます。
2. 本規約において「バージョン」とは、対象製品のバージョン番号の小数点の左にある数字をいいます。(例: Ver.1.2 の場合、バージョンは1)
3. 本規約において「マイナーバージョン」とは、対象製品のバージョン番号の小数点第 1 位以下の数字をいいます。(例: Ver.1.2 の場合、マイナーバージョンは2)
4. 本規約において「バージョンアップ」とは、対象製品の前バージョン又は前マイナーバージョンを基に、一部機能を追加・改造したものをいい、対象製品のバージョン番号の変更によりあらわされるものをいいます。(例: Ver.1.0 ⇒ 1.1, Ver1.0 ⇒ 2.0)
5. 本規約において「グレード変更」とは、従来の対象製品とは異なるコンセプト等で作成されるものをいい、商品名の変更によりあらわされるものをいいます。(例: MRP-100 ⇒ MRP 200)

第 5 条(本サービスの内容)

弊社は、対象製品のうち、キヤノン株式会社がお客様に対して発行し、弊社を通じて提供されたライセンス証書に定める範囲内において、本サービスとして、次のサービスを提供します。

(ア) 対象製品のバグフィクス及びバージョンアップ提供

対象製品のバグフィクスとバージョンアップが提供される場合、弊社所定のサイトにアップロードすることにより、お客様に対して提供します。お客様は、新しいバグフィクス又はバージョンアップが提供された場合、直ちに適用するよう努めるものとします。

(イ) 対象製品のインストール不具合対応

お客様による対象製品のインストール時に不具合が生じた場合、弊社に E-Mail にて問い合わせることができ、弊社は E-Mail にて回答します。ただし、お客様が使用している対象製品にかかわらず、弊社がリリースした 1 つ前までのバージョンアップのみが対象となります。

(ウ) 対象製品の障害に関する問い合わせ対応

お客様は、対象製品に障害が発生した場合、弊社に E-Mail にて問い合わせることができ、弊社は E-Mail にて回答します。ただし、お客様が使用している対象製品にかかわらず、弊社がリリースした 1 つ前までのバージョンアップのみが対象となります。

(エ) 対象製品に関する Web テクニカル情報閲覧

対象製品に関する技術情報を、弊社所定のサイトに記載し、お客様が閲覧可能な状態にします。

第 6 条(本サービスの対応レベル)

前条(イ)及び(ウ)に基づく本サービスに関し、弊社は、お客様より E-Mail にて問い合わせがなされた日の翌営業日までに、お客様に対して E-Mail にて一次回答若しくは連絡するように努めます。ただし、本条の定めは最終回答及び対応完了を保証するものではありません。

第 7 条(本サービスの適用除外)

次の各号に定める内容は、本サービスの適用除外となります。

(ア) 対象製品の操作問い合わせ対応

(イ) 対象製品のエンドユーザーライセンス契約書及び/又は取扱説明書等に記載される推奨環境以外の不適当な条件、環境、取扱い、使用方法等に起因する障害への対応

(ウ) 弊社以外の者が対象製品に加えた修正・変更等に起因する障害への対応

(エ) 火災、天災地変その他弊社の責によらざる事由に起因する障害への対応

(オ) 対象製品のインストール、設定作業

(カ) 対象製品のカスタマイズ、修正・変更作業

(キ) オンサイトによるサポート

(ク) グレード変更の提供

第 8 条(本サービスの注文及びサービス提供契約の成立)

1. お客様は、本規約に同意のうえ、注文書及び弊社が指定する情報(お客様の管理者氏名、副担当者氏名(任意)、会社名、部門名、事業所住所、メールアドレス、電話番号、FAX 番号)を、弊社又はその販売代理店(以下「販売代理店」といいます。))に送付することにより、本サービスの注文を行うことができます。
2. 弊社は、直接、又は販売代理店を通じて前項のお客様の注文を受け付けた後、お客様の管理者に対して、本サービスの提供を受ける際に必要となるサイトの URL、ログイン ID 及び初期パスワードその他関連情報(以下「サービス開始通知」といいます。))を、お客様に対して直接、又は販売代理店を通じて通知します。
3. 弊社がお客様にサービス開始通知を送達したときをもって、弊社とお客様間にて本サービスの提供に関する契約(以下「サービス提供契約」といいます。))が成立するものとします。

第 9 条(サービス提供契約の有効期間)

1. サービス提供契約の有効期間は、注文書記載の通りとします。お客様は、サービス提供契約の更新を希望する場合、その有効期間満了前までに、第 8 条第 1 項の定めに従い、改めて本サービスの注文を行うものとします。
2. 前項に従いサービス提供契約の更新を行わなかった場合でも、お客様は第 8 条第 1 項に従い、再度当該サービスの注文を行うことができます。

第 10 条(最低利用期間及び長期契約特典)

1. 弊社の事前承諾がない限り、新規・継続を問わず本サービスの最低利用期間は 12 ヶ月間とします。
2. お客様は、下記の利用条件に該当した場合、弊社所定の長期契約特典の適用を受けることができますものとし、
 - (ア) 本サービスの利用期間を、36 ヶ月以上と定めてサービス提供契約を締結した場合
 - (イ) 本サービスについて、36 ヶ月以上連続した利用実績があり、さらに継続してサービス提供契約を締結した場合
3. お客様が次の各号に定める全ての条件に合致する場合、お客様は次に定める違約金を、弊社又は販売代理店の請求に基づき一括で支払うものとし、
 - (ア) 本サービスの最低利用期間、または前項に定める弊社所定の長期契約特典を適用させるための利用条件を遵守しない場合
 - (イ) 弊社の責に帰すべからざる事由により、本サービスの期間満了前に、サービス提供契約の解除又は中途解約がなされた場合
 - (ウ) 第 14 条に基づく対価の未払金がある場合

違約金 = 対象サービス提供契約の未払残存期間(月数) × 本サービスの月額対価

第 11 条(サービス提供契約の解除)

お客様及び弊社は、第 8 条の定めに従い成立したサービス提供契約を、次の各号の場合に解除することができます。

- (ア) 相手方が本規約の定めの一に違反し、相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- (イ) 相手方が振り出し、裏書、若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (ウ) 相手方に破産、更生、民事再生手続き等の申し立てがなされた場合、あるいは第三者より差押、仮差押、仮処分等の申し立てを受けた場合、又は租税滞納処分を受けた場合
- (エ) お客様が本サービスの対価を支払わない場合
- (オ) 前各号の他、相手方の資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、債務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合
- (カ) 理由の如何を問わず、対象製品においてキャノン株式会社のエンドユーザーライセンス契約が終了した場合

第 12 条(サービスの終了)

弊社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的又は永続的に終了することがあります。この場合、弊社は、可能な限り 30 日以上前までにその旨をお客様に通知するものとします。但し、弊社と弊社のライセンサーとの間の契約が理由の如何を問わず終了した場合、弊社は事前に通知することなく、サービス提供契約を解約し、本サービスの提供を終了することができます。なお、弊社及び販売代理店は、本条に基づくサービス提供契約及び本サービスの終了に関して、お客様に対して何らの責任(損害の賠償、代替措置の提供を含むがこれらに限定されない。)も負わないものとし、

第 13 条(本サービスの提供地域)

本サービスの提供地域は、日本国内に限定されます。

第 14 条(対価)

1. お客様は、弊社又は販売代理店より請求される本サービスの対価等を、当該請求に従い一括又は下記に定める条件に従い分割にて支払うものとし、
 - (ア) サービス提供契約の期間が 12 ヶ月を超える場合に限り、購入時に最初の 12 ヶ月分を一括で払う事を条件として、以降サービス提供契約の期間に応じて、12 ヶ月毎に分割にて支払うことができます。なお、最終の分割払可能期間が 12 ヶ月に満たない場合、該当月の合計金額を一括で請求します。

2. お客様の都合による中途解約又はお客様の責に帰すべき事由による第 11 条の定めに基づく解除があった場合、当社及び代理店は、お客様より受領済みの対価を返金する義務を負わないものとし、

第 15 条(本サービスに関する連絡)

1. お客様は、お客様の管理者をして、弊社に対して本サービスに関する連絡を行うものとし、弊社は、当該管理者に対して連絡するものとし、
2. 本サービスに関する弊社に対する連絡は、E-Mail のみで受け付けるものとし、弊社の連絡先は、サービス開始通知に記載の通りとします。E-Mail による連絡は、24 時間 365 日受け付けるものとし、弊社からの回答はこの限りではありません。

第 16 条(弊社の免責)

1. 弊社は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供することを保証します。
2. 弊社は、前項の他、本サービスについて、明示的にも黙示的にも、正確性、完全性、有用性、権利の非侵害性を含むいかなる保証も行わないものとし、
3. 本サービスは、対象製品の品質又は性能及び対象製品の障害解決又は問題解決を保証するものではありません。
4. 弊社及び販売代理店は、本サービス提供に伴う対象製品の使用停止により生じた損害、対象製品の使用上生じた損害、対象製品の使用上の事故により生じた損害、並びに対象製品の障害により生じた損害を含むいかなる損害について、弊社及び販売代理店の故意又は重過失によるものを除き、責任を負わないものとし、
5. 弊社は、対象製品以外のハードウェア、ソフトウェア等について、いかなるサービスを提供する責任も負いません。
6. 弊社は、理由の如何を問わず、受領済みの本サービスの対価を返金する義務を負いません。

第 17 条(機密情報の取り扱い)

本サービスの提供に際し、弊社は機密保持を要するお客様の固有の情報(以下「機密情報」といいます。)を必要としません。お客様は弊社に対して機密情報を開示しないものとし、また、弊社の要員が機密情報を知ることのないよう、必要な措置を講じるものとし、

第 18 条(個人情報の保護)

弊社は、お客様が第 8 条第 1 項に基づき弊社に提供した個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいいます。)を、次のとおり取り扱います。

- (ア) お客様の個人情報を、次の目的のために利用します。
 - ・ 本サービスを提供するため
 - ・ 弊社が取り扱う製品・サービスを紹介・提供するため、又はこれらに関するお問い合わせ等に対応するため
 - ・ 弊社並びにその取り扱う製品・サービスに対するご意見やご感想のご提供をお願いするため
 - ・ その他お客様に同意していただいた目的に利用するため
- (イ) 弊社が個人情報を共有するのは、販売代理店に限られ、かつ上記の用途に限定されます。
- (ウ) 弊社は、次のいずれかに該当する場合を除き、お客様の個人情報を第三者に開示・提供・漏洩等いたしません。また、漏洩等を防止するために適切な安全措置を講じます。
 - ・ お客様の同意を得た場合
 - ・ 上記の利用目的を実施するために、再委託先に開示する必要がある場合
 - ・ 法令等により提供を求められた場合
 - ・ 個人を特定又は識別することができないように加工した上で、統計的なデータとして利用する場合

お客様の個人情報の照会・訂正・削除等に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

キャノン IT ソリューションズ(株)

TEL 03-6701-3328

受付時間:月～金曜日 10:00～16:00

但し、祝祭日・年末年始等の弊社が指定する休日を除きます。

第 19 条(再委託)

弊社は、本サービスの全部又は一部を、弊社指定の第三者に対して再委託することができるものとします。その場合でも、本規約に基づく弊社の責任は、何ら軽減されるものではありません。

第 20 条(反社会的勢力との取引の禁止)

1. お客様及び弊社は、自己(役員を含む)が反社会的勢力(暴力団を含むがこれに限らず、また、団体、個人を問いません)の関係者に該当しないことをここに表明し、また、当該関係者と取引し、又は交際しないことを約するものとします。
2. お客様及び弊社は、相手方が前各項に違反し、又はそのおそれがある場合には、何らの催告なく、直ちにサービス提供契約を解除することができるものとします。

第 21 条(本規約の内容変更)

弊社は、法令・諸規則の制定・改正、監督官庁の指導等があった場合、又は弊社が必要と判断した場合には、本規約を変更できるものとします。弊社は、前項の変更を行う場合は、事前に変更内容及びその効力発生日を原則として当該効力発生日の 30 日以上前にお客様に対して、書面、インターネットの利用その他の方法によって通知するものとします。

本条に従い本規約が変更された場合、お客様との間で成立済みのサービス提供契約も、変更後の本規約の内容が適用されるものとします。

第 22 条(準拠法及び専属的合意管轄裁判所)

サービス提供契約及び本サービスについては、日本法を準拠法とし、サービス提供契約及び本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上